

平成26年1月20日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成26年度税制改正 — 平成25年12月24日閣議決定 —

平成25年12月24日、平成26年度税制改正大綱が閣議決定されました。

すでに10月1日に閣議決定されていた「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」で公表された税制改正（当FAX情報NO.530にて既報）に追加されるものとなります。その主な内容は次の通りです。

◎法人税

- ①復興特別法人税の1年前倒し廃止…平成26年4月1日以後開始事業年度から廃止
- ②交際費の損金算入枠拡大…平成26年4月1日以後開始事業年度から2年間
 - 1) 大企業（資本金1億円超）…交際費のうち飲食費については50%損金算入。
 - 2) 中小企業（資本金1億円以下）…イ) 1年当たり800万円までの交際費損金算入。
ロ) 交際費のうち飲食費については50%損金算入。
のいずれか有利なほうを選択。
- ③法人税の特別控除額の限度額引下げ…平成26年4月1日以後開始事業年度からその事業年度の法人税額の90%相当額（現行100%）

◎所得税

- ①給与所得控除の上限引下げ…平成28年以後
現行、給与収入1500万円超の限度245万円。
 - 1) 平成28年…給与収入1200万円超の限度230万円
 - 2) 平成29年から…給与収入1000万円超の限度額220万円。
- ②「少額投資非課税制度」（「NISA」）の改正…平成27年以後
1年ごとにNISA口座開設金融機関の変更、口座廃止後の再開が可能。
- ④ゴルフ会員権の売却損の他の所得との損益通算不可…平成26年4月1日以後

◎消費税

- 簡易課税制度の「みなし仕入れ率」の見直し…平成27年4月1日以後開始事業年度から
- 1) 金融業、保険業…50%（現行60%）
 - 2) 不動産業…40%（現行50%）

◎地方税

- 「地方法人税」（仮称；国税）の創設と法人住民税法人税割の引下げ…平成26年10月1日以後開始事業年度から
- 1) 「地方法人税」（仮称；国税）…法人税額の44/1000課税
 - 2) 法人住民税法人税割の引下げ…法人税額の44/1000相当額引下げ